

普通預金（無利息型を含む）規定

1.（取扱店の範囲）

普通預金および普通預金（無利息型）（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2.（預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

3.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。ただし、普通預金（無利息型）には利息は付しません。

4.（手数料の取扱い）

(1) 未利用口座管理手数料

- ①この預金口座は、当金庫のホームページ等で別途定める一定の期間預金者による所定のお取引がない場合に未利用口座となります。
- ②この預金口座が、未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫が定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。
- ③この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
- ④解約された口座の再利用はできません。
- ⑤一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は、ご返却いたしません。

(2) その他の手数料

- ①この預金の取引に関するその他の手数料が、改正もしくは新設された場合でも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落します。
- ②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

5.（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、普通預金（無利息型を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定が適用されます。

以 上
〔2024年6月1日現在〕